

国民弾圧・冤罪捏造の凶器となる――

“共謀罪、断固反対！”

衆議院採決強行に抗議



参議院は徹底審議で廃案にせよ！

憲法施行 70 年。憲法を擁護すべき最高の責任を負っている首相が、破壊し続け、いままた明文改憲まで広言する事態が、かつてあっただろうか。加えて“共謀罪”。テロ対策、オリンピック対策、国連越境組織犯罪防止条約のため等々の言い分はすべて破綻している。にも関わらず衆議院法務委、衆議院では採決を強行するという暴挙を犯した。“共謀罪”は無限・無制限の国民弾圧・冤罪捏造装置である。何としても“共謀罪”の成立を阻止すべきである。

まだ参議院がある。“共謀罪”粉碎の声は、全国で高まっている。参議院審議で廃案にさせるとともに、憲法改悪・沖縄米軍基地建設阻止のために、断固として闘いを継続しよう！！



千代田区労働組合協議会

[chyda-kr@f8.dion.ne.jp](mailto:chyda-kr@f8.dion.ne.jp) TEL:03-3264-2905

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

<http://miyazawa-lane.com/>

# 大志育む師弟の交歓を再び弾圧する “共謀罪”



“共謀罪”がいかに冤罪事件を作り、残酷であるか。戦前のこの実例が起こらない保障があるか——。

## 「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」とは

1941年12月8日、内務省は特別高等警察（特高）を総動員して、「開戦時に於ける外謀容疑者一斉検挙」の名のもと、全国でかねて内偵の対象者111人をこの日に、その後15人、さらに別途憲兵隊が52人を有無言わず検挙した。その中に、北海道帝国大学工学部学生・宮澤弘幸＝写真左＝と、同大予科英語教師・ハロルド・レーン、同ポーリン・レーン夫妻＝写真中＝がいた。

宮澤弘幸とレーン夫妻は一審から大審院（現・最高裁判所）を通し「スパイ」の容疑を否定し続けたが、宮澤弘幸とハロルドは懲役15年、ポーリンは同12年の刑が確定し、宮澤弘幸は極寒の網走刑務所に収監され、レーン夫妻は収監後、戦時相互の日米交換船でアメリカへ送還された。

宮澤弘幸は過酷な制裁を伴う独房で、極度に衰弱、敗戦後、占領軍による超法規措置で釈放されたものの、1947年2月22日、27歳で病死。事実上の獄死だった。

北海道帝国大学は、冤罪に陥られた宮澤弘幸とレーン夫妻に対し、特高に抵抗することも、支援の手を差し伸べることも一切しなかった。

## 権力が描いた「冤罪事件」の構図

宮澤弘幸とレーン夫妻は、なぜ検挙されたのか——。

日中戦争が泥沼化していた1939（昭和14）年6月、北大で、レーン夫妻ら外国人教師を囲む学生有志たちは「ソシエテ・ドゥ・クール」（心の会）を結成した＝写真右。国際色豊かな環境を生かしての語学研修と文化交歓の実践の場であった。だが、権力は国民を戦争に駆り立てるために、身近に“敵”を作り、隣人を「スパイ」に仕立て上げる暴挙

に堕ちたのだ。

平和を愛する「心の会」はその絶好の標的とされた。「あいつはスパイだ！」「裏切者だ！国賊だ！」「追い出せ！」「スパイの子と遊ぶな！」……。

理不尽は裁判でも一貫した。宮澤弘幸に対する大審院判決では、北大夏季労働実習、海軍軍事思想普及講習会、千葉戦車学校での機械化訓練講習会等で見聞したこと等をレーン夫妻に話したとされ、軍機保護法違反だとされた。

ところがこれら実習や講習会は、すべて公知の事実であり、軍機保護法に照らしても軍事秘密とは言えない。国家権力にとっては、法の適用さえ弾圧のための口実に過ぎず、裁判権力も物証を求めることなく検察権力の言い分を通して

## “共謀罪”は軍機保護法以上の弾圧法規だ

軍機保護法制定時、政府・軍部は1937年の帝国議会でこう答弁した——。

「軍機保護法が対象とする『軍事上の秘密』とは、統帥事項または統帥と密接な関係のある事項に関する高度の秘密で、尋常一様の手段では探知収集できない秘密であり、『探知罪』とは、『軍事上の秘密』であると知っていて、故意に不正な手段を以て探知または収集した故意犯だけを罰する」（要約）

議会は「政府は本法の運用に当たりては須く軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」等との付帯決議を付け、満場一致で可決した。

だが、国家権力は、法律が議会で成立した途端、一連の答弁も付帯決議も完全に踏みにじり、軍部言いなりの「軍事秘密」をテコに、国民に襲いかかったのだ。

\*

弾圧法規は、いったん成立すれば、国家権力によって付則・付帯決議などいとも簡単に蹴散らされ、暴走するのだ。

# “共謀罪”は断固粉碎しなければならない！